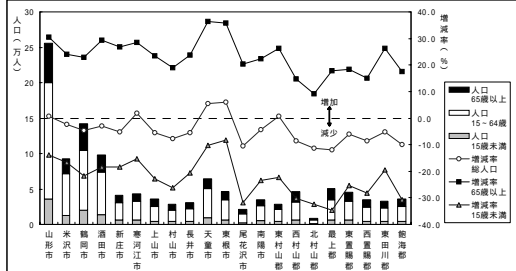
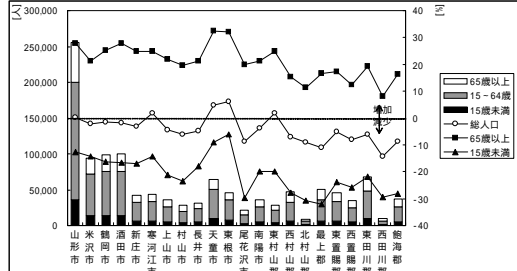
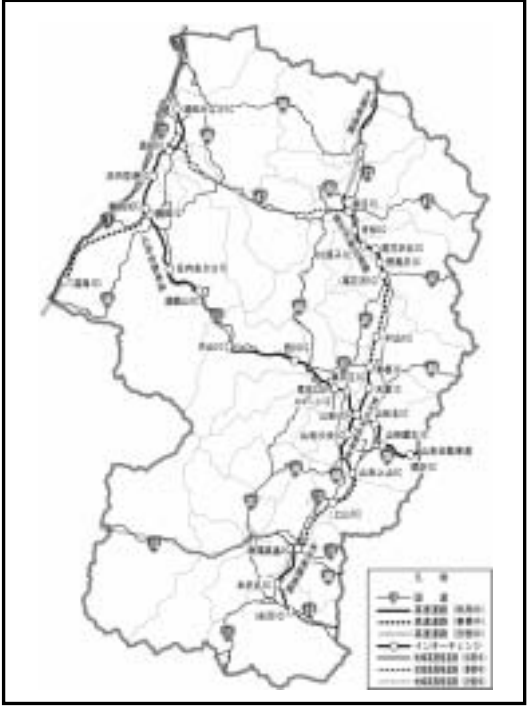


## 山形県国民保護計画新旧対照表

修正箇所	新	旧																		
第1編第2章 1(7)	<p>高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>県は、国民保護措置の実施に当たっては、<u>高齢者、障がい者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、(略)</p>	<p>高齢者、<u>障害者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>県は、国民保護措置の実施に当たっては、<u>高齢者、障害者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、(略)</p>																		
第1編第3章 2(3)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th style="width: 70%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><u>東北防衛局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><u>東北地方環境事務所</u></td> <td>                     1 <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u>                      2 <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱			<u>東北防衛局</u>	(略)			<u>東北地方環境事務所</u>	1 <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> 2 <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th style="width: 70%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><u>仙台防衛施設局</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱			<u>仙台防衛施設局</u>	(略)		
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
<u>東北防衛局</u>	(略)																			
<u>東北地方環境事務所</u>	1 <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u> 2 <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u>																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
<u>仙台防衛施設局</u>	(略)																			
第1編第3章 2(5)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th style="width: 70%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><u>郵便事業株式会社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱			<u>郵便事業株式会社</u>	(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機関の名称</th> <th style="width: 70%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td><u>日本郵政公社</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱			<u>日本郵政公社</u>	(略)				
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
<u>郵便事業株式会社</u>	(略)																			
機関の名称	事務又は業務の大綱																			
<u>日本郵政公社</u>	(略)																			
第1編第4章 1	<p>山形県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。東西約97km、南北約164kmで、東西に狭く、南北に長い。総面積は9,323.46km<sup>2</sup>である。</p> <p>北は、(中略)変化に富んだ地形条件を有している(図1-1)</p> <p>県内は(中略)日本海へ注いでいる(資料:<u>山形県勢要覧</u>)。</p> <p>このように、(略)</p>	<p>山形県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。東西約97km、南北約164kmで、東西に狭く、南北に長い。総面積は9,323.39km<sup>2</sup>である(山形県<u>勢要覧</u>による)。</p> <p>北は、(中略)変化に富んだ地形条件を有している(図1-1)</p> <p>県内は(中略)日本海へ注いでいる。</p> <p>このように、(略)</p>																		
第1編第4章 2	<p>本県の気候特性は、<u>内陸部と日本海に面する沿岸平野部に大別され、内陸部はさらに3地域に分けられる。それぞれの地域の地形的な条件等から気温や降水量に差異がみられ、内陸部は一般的に気候が温暖で気温較差が大きく、沿岸平野部は海洋性気候の特徴を持ち多雨多湿である(図1-2)。</u></p>	<p>本県は一年を通じて寒暖の差が激しく、<u>内陸部と沿岸平野部に比較的明瞭な気候の差が生じている。とりわけ、冬季の雪による降水量には差が生じており、最上地域や置賜地域では豪雪に見舞われる。また、庄内地域も降水量は多く、日本海側の典型的な気候を示している(図1-2)。</u>また、地形的な条件からも気候の差異がみられる。</p>																		

修正箇所	新	旧
	<p>降水量（年間）は、（中略）新庄や酒田では冬季の値が夏季のそれを上回る。</p> <p>気温は、<u>夏季には、盆地で山岳を越えて吹き下ろすフェーン現象が発生する場合があります、昭和8年には山形市で40.8度を観測している。冬季には、内陸で平均気温が氷点下を下回る。</u></p> <p>四季別の天候の変化を見ると、（中略）8月末頃には相当気温は下がる。その頃から<u>台風シーズンとなり、台風が、進路を日本海側に取った場合は特に強風に、太平洋側にとった場合は特に大雨に見舞われる。</u>そして（中略）11月上旬から中旬にかけて初雪を迎える。</p> <p>冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の気候特性が（中略）平均気温は0以上と高い（資料：山形県勢要覧）</p> <p>このように本県の気候は、（略）</p> <p>図1-2（図略） 出典：気象庁 web サイト 統計データベース</p>	<p>降水量（年間）は、（中略）新庄や酒田では冬季の値が夏季のそれを上回る。</p> <p>気温は、<u>内陸と沿岸では冬季に異なった傾向を見せており、内陸では平均気温が氷点下を下回る。夏季は、盆地では山岳を越えて吹き下ろすフェーン現象が発生する場合があります、昭和8年には山形市で40.8度を観測している。</u></p> <p>四季別の天候の変化を見ると、（中略）8月末頃には相当気温は下がる。その頃から<u>台風に見舞われる場合があります、進路を日本海側に取った場合、本県は強風と大雨に見舞われる。</u>そして（中略）11月上旬から中旬にかけて初雪を迎える。</p> <p>冬季は県全域で積雪に見舞われる。本県の気候特性が（中略）平均気温は0以上と高い。</p> <p>このように本県の気候は、（略）</p> <p>図1-2（図略） （資料：気象庁 web サイト 統計データベース）</p>
第1編第4章 3	<p>本県の人口は、平成<u>19年10月1日</u>現在、<u>1,198,710人</u>（男<u>575,542人</u>、女<u>623,168人</u>）である。最も人口が多い都市は山形市（<u>255,320人</u>）であり、ついで鶴岡市（<u>140,244人</u>）、酒田市（<u>115,138人</u>）、米沢市（<u>91,922人</u>）、天童市（<u>63,615人</u>）の順となっている。上位五市合計で県全体の約55%を占め、（中略）庄内地域の海沿いに集中している。</p> <p>年齢別に見ると、県全体において15歳未満が総人口に占める割合は<u>13.3%</u>、15～65歳の人口は<u>60.2%</u>、65歳以上の人口は<u>26.4%</u>となっている。65歳以上の全国平均は<u>21.5%</u>であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している（資料：山形の人口と世帯数）</p> <p>平成<u>7年</u>と平成<u>17年</u>の国勢調査結果を基に増加率を算出すると、すべての市町村で65歳以上の人口の増加が認められる（図1-3）。すなわち、（中略）より一層の高齢者、<u>障がい者等への配慮が必要となる。</u></p> <p>このことから、（略）</p>	<p>本県の人口は、平成<u>17年11月1日</u>現在、<u>1,215,924人</u>（男<u>585,160人</u>、女<u>630,764人</u>）である。<u>県内で最も人口が多い都市は山形市（255,561人）であり、ついで鶴岡市（142,801人）、酒田市（117,895人）、米沢市（92,954人）、天童市（63,626人）の順となっている。</u>上位五市合計で県全体の約55%を占め、（中略）庄内地域の海沿いに集中している。</p> <p>年齢別に見ると、県全体において15歳未満が総人口に占める割合は<u>13.9%</u>、15～65歳の人口は<u>61.1%</u>、65歳以上の人口は<u>25.0%</u>となっている。65歳以上の全国平均は<u>19.5%</u>（平成16年）であり、本県は全国平均を大きく上回る高齢化率を示している。</p> <p>平成<u>7年</u>国勢調査結果と平成<u>16年</u>推計人口を基に増加率を算出すると、すべての市町村で65歳以上の人口の増加が認められる（図1-3）。すなわち、（中略）より一層の高齢者、<u>障害者等への配慮が必要となる。</u></p> <p>このことから、（略）</p>

修正箇所	新	旧																																																																								
第1編第4章 3 図 1 3	 <p>(資料：平成7年、平成17年国勢調査結果 (人口は平成17年))</p>	 <p>(実数はH16年推計人口、増減率はH7-H16の変化)</p>																																																																								
第1編第4章 4 表 1 - 1	<p>表 1 - 1</p> <table border="1" data-bbox="367 638 885 772"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>夜間人口</th> <th>昼間流入人口</th> <th>昼間流出人口</th> <th>差引純流入</th> <th>昼間人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,215,596</td> <td>173,470</td> <td>174,327</td> <td>-857</td> <td>1,214,739</td> </tr> <tr> <td>村山地域</td> <td>576,784</td> <td>96,658</td> <td>95,701</td> <td>957</td> <td>577,741</td> </tr> <tr> <td>最上地域</td> <td>90,729</td> <td>12,337</td> <td>13,958</td> <td>-1,621</td> <td>89,108</td> </tr> <tr> <td>置賜地域</td> <td>238,728</td> <td>31,956</td> <td>32,670</td> <td>-714</td> <td>238,014</td> </tr> <tr> <td>庄内地域</td> <td>309,355</td> <td>32,519</td> <td>31,998</td> <td>521</td> <td>309,876</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：平成17年国勢調査 従業地・通学地集計結果)</p>	地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口	総数	1,215,596	173,470	174,327	-857	1,214,739	村山地域	576,784	96,658	95,701	957	577,741	最上地域	90,729	12,337	13,958	-1,621	89,108	置賜地域	238,728	31,956	32,670	-714	238,014	庄内地域	309,355	32,519	31,998	521	309,876	<p>表 1 - 4</p> <table border="1" data-bbox="909 638 1428 772"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>夜間人口</th> <th>昼間流入人口</th> <th>昼間流出人口</th> <th>差引純流入</th> <th>昼間人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>1,243,872</td> <td>179,537</td> <td>180,279</td> <td>-742</td> <td>1,243,130</td> </tr> <tr> <td>村山地域</td> <td>581,320</td> <td>92,655</td> <td>91,448</td> <td>1,207</td> <td>582,527</td> </tr> <tr> <td>最上地域</td> <td>95,392</td> <td>12,592</td> <td>13,535</td> <td>-943</td> <td>94,449</td> </tr> <tr> <td>置賜地域</td> <td>246,677</td> <td>29,712</td> <td>30,663</td> <td>-951</td> <td>245,726</td> </tr> <tr> <td>庄内地域</td> <td>320,483</td> <td>44,578</td> <td>44,633</td> <td>-55</td> <td>320,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：平成12年国勢調査資料による。また、地域の区分は、山形県の総合支庁の管内別。</p>	地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口	総数	1,243,872	179,537	180,279	-742	1,243,130	村山地域	581,320	92,655	91,448	1,207	582,527	最上地域	95,392	12,592	13,535	-943	94,449	置賜地域	246,677	29,712	30,663	-951	245,726	庄内地域	320,483	44,578	44,633	-55	320,428
地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口																																																																					
総数	1,215,596	173,470	174,327	-857	1,214,739																																																																					
村山地域	576,784	96,658	95,701	957	577,741																																																																					
最上地域	90,729	12,337	13,958	-1,621	89,108																																																																					
置賜地域	238,728	31,956	32,670	-714	238,014																																																																					
庄内地域	309,355	32,519	31,998	521	309,876																																																																					
地域区分	夜間人口	昼間流入人口	昼間流出人口	差引純流入	昼間人口																																																																					
総数	1,243,872	179,537	180,279	-742	1,243,130																																																																					
村山地域	581,320	92,655	91,448	1,207	582,527																																																																					
最上地域	95,392	12,592	13,535	-943	94,449																																																																					
置賜地域	246,677	29,712	30,663	-951	245,726																																																																					
庄内地域	320,483	44,578	44,633	-55	320,428																																																																					
第1編第4章 5	<p>本県の道路実延長は、<u>16,409km</u>であり、うち、<u>高速自動車国道は138km(構成比0.8%)</u>、<u>一般国道は1,126km(同6.9%)</u>、<u>県道2,587km(同15.8%)</u>、<u>市町村道12,558km(同76.5%)</u>となっている(平成20年4月1日現在、県道路課調べ)。道路網に関しては、福島県から県内陸部を南北に縦断し、(中略)そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4)。</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中一般国道112号の自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内陸部では(中略)補完している。</p> <p>本県の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、(中略)遅れている。</p> <p>このことから、(略)</p>	<p>県の道路実延長は、<u>15,806km</u>であり、うち、<u>国道は1,132km(構成比7.2%)</u>、<u>県道2,505km(同15.8%)</u>、<u>市町村道12,169km(同77.0%)</u>となっている(平成16年4月1日現在、県交通基盤課調べ)。道路網に関しては、福島県から内陸部を南北に縦断し、(中略)そして宮城県と山形県を結ぶ横断道路が中心となっている(図1-4)。</p> <p>主な道路として、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)が宮城県村田町から山形市を経て途中自動車専用道路(月山道路)を介して酒田市へ至る。県内陸部では(中略)補完している。</p> <p>県内の道路網は、地域によって高速道路網の整備状況に偏りがある。山形市、(中略)遅れている。</p> <p>このことから、(略)</p>																																																																								

修正箇所	新	旧
第1編第4章 5 図1-4		
第1編第4章 6	<p>本県に路線を（中略）である。</p> <p>このうち、J R東日本は、（中略）宮城県美里町（小牛田）から宮城県大崎市鳴子温泉を経由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を経由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を経由して新潟県村上市坂町へ至る米坂線の7路線がある。このうち、（中略）となっている（図1-5）。</p> <p>港湾は、（中略）合計3つの港湾を抱える。酒田港は最上川の河口部に位置する本港と、海岸線を人工的に掘り込みまた埋め立てて造られた北港があり、特に北港には50,000トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、最大700~1,000トン級の船舶が接岸（水深-4.5m~-5m）できる。</p> <p>空港は、東根市に山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、庄内空港が酒田市に設置されており、（中略）定期航空路によって結ばれている。</p> <p>このことから、（略）</p>	<p>県内に路線を（中略）である。</p> <p>このうち、J R東日本は、（中略）宮城県小牛田町から宮城県鳴子町を経由して新庄市へ至る陸羽東線、山形市から寒河江市を経由し大江町に至る左沢線、米沢市から長井市、小国町を経由して新潟県荒川町へ至る米坂線の7路線がある。このうち、（中略）となっている（図1-5）。</p> <p>港湾は、（中略）合計3つの港湾を抱える。酒田港は最上川の河口を利用すると同時に海岸線を人工的に埋め立てて造られており、50,000トン級の船舶が接岸可能（水深-13m）であるほか、一部に耐震強化岸壁が備えられている。加茂港及び鼠ヶ関港は地形を利用した天然港であり、1,000トン級の船舶が接岸（水深-4.5m~-5m）できる。</p> <p>空港は、東根市に第二種B空港として山形空港が設置されており、2,000m滑走路一本を有し、札幌・東京・名古屋・大阪と定期航空路で結ばれている。また、第三種空港として庄内空港が酒田市に設置されており、（中略）定期航空路によって結ばれている。</p> <p>このことから、（略）</p>

修正箇所	新	旧
第1編第4章 6 図1 - 5		
第1編第4章 7 図1 - 6		
第1編第4章 8 (1)	<p>本県の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田本港地区と酒田北港地区で構成される「酒田地区」があり、面積が本港地区 1.17 km<sup>2</sup> 及び北港地区 2.18 km<sup>2</sup> の合計 3.35km<sup>2</sup>、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所が5事業所ある（表1 - 2）。</p> <p>本港地区では油槽所と化学工場が、北港地区では火力発電所と産業廃棄物処理施設（リサイクル施設）がそれぞれ操業しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。</p> <p>このように、（略）</p>	<p>県内の石油コンビナート等特別防災区域は、酒田市に「酒田地区」（酒田本港地区と酒田北港地区で構成される）が存在する。酒田本港地区では油槽所・化学工場が、酒田北港地区では火力発電所がそれぞれ操業している。</p> <p>本県の特別防災区域の面積は 3.29km<sup>2</sup>、特定事業所は5事業所である（表1 - 2）。とりわけ石油を取り扱う業態が酒田地区に集中しており、本県のエネルギー供給の拠点的な役割を担っている。</p> <p>このように、（略）</p>

修正箇所	新	旧																																																							
第1編第4章 8(1) 表1-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所種別</th> <th rowspan="2">事業所数</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> </tr> <tr> <th>石油(千kl)</th> <th>高压ガス(十万Nm<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種事業所</td> <td>3</td> <td>136.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種事業所</td> <td>2</td> <td>12.1</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> <td>0.7</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>149.1</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：山形県石油コンビナート等防災計画等 平成20年1月1日現在)</p>	事業所種別	事業所数	貯蔵・取扱・処理量		石油(千kl)	高压ガス(十万Nm <sup>3</sup> )	第1種事業所	3	136.3		第2種事業所	2	12.1	3.6	その他	12	0.7	0.2	計	17	149.1	3.8	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">区域面積 (km<sup>2</sup>)</th> <th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th> <th colspan="3">特定事業所</th> </tr> <tr> <th>石油 (千kl)</th> <th>高压ガス (十万Nm<sup>3</sup>)</th> <th>総数</th> <th>第1種 事業所</th> <th>第2種 事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酒田地区</td> <td>3.29</td> <td>147.2</td> <td></td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>うち本港地区</td> <td>1.11</td> <td>77.2</td> <td>3.8</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち北港地区</td> <td>2.18</td> <td>70.0</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：山形県石油コンビナート等防災計画等</p>	区分	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			石油 (千kl)	高压ガス (十万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所	酒田地区	3.29	147.2		5	3	2	うち本港地区	1.11	77.2	3.8	3	2	1	うち北港地区	2.18	70.0		2	1	1
事業所種別	事業所数			貯蔵・取扱・処理量																																																					
		石油(千kl)	高压ガス(十万Nm <sup>3</sup> )																																																						
第1種事業所	3	136.3																																																							
第2種事業所	2	12.1	3.6																																																						
その他	12	0.7	0.2																																																						
計	17	149.1	3.8																																																						
区分	区域面積 (km <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所																																																					
		石油 (千kl)	高压ガス (十万Nm <sup>3</sup> )	総数	第1種 事業所	第2種 事業所																																																			
酒田地区	3.29	147.2		5	3	2																																																			
うち本港地区	1.11	77.2	3.8	3	2	1																																																			
うち北港地区	2.18	70.0		2	1	1																																																			
第1編第4章 8(2)	本県には、(中略)超えている。 これら観光地等においては、(略)	県内には、(中略)超えている。 これら観光地等においては、(略)																																																							
第2編第1章 第1 1 【県の各部局 における平素 の業務】	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>政策推進部</td> <td>・情報・連絡体制の整備 に関すること ・安否情報に係る収集体 制の整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>文化環境部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、障がい者その 他特に配慮を要する者 の安全確保及び支援体 制の整備に関すること ・(略)</td> </tr> </tbody> </table>	総務部	(略)	政策推進部	・情報・連絡体制の整備 に関すること ・安否情報に係る収集体 制の整備に関すること	文化環境部	(略)	健康福祉部	・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、障がい者その 他特に配慮を要する者 の安全確保及び支援体 制の整備に関すること ・(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化環境部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、障害者その他 特に配慮を要する者の 安全確保及び支援体制 の整備に関すること ・(略)</td> </tr> </tbody> </table>	総務部	(略)	文化環境部	(略)	健康福祉部	・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、障害者その他 特に配慮を要する者の 安全確保及び支援体制 の整備に関すること ・(略)																																									
総務部	(略)																																																								
政策推進部	・情報・連絡体制の整備 に関すること ・安否情報に係る収集体 制の整備に関すること																																																								
文化環境部	(略)																																																								
健康福祉部	・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、障がい者その 他特に配慮を要する者 の安全確保及び支援体 制の整備に関すること ・(略)																																																								
総務部	(略)																																																								
文化環境部	(略)																																																								
健康福祉部	・(略) ・(略) ・(略) ・高齢者、障害者その他 特に配慮を要する者の 安全確保及び支援体制 の整備に関すること ・(略)																																																								
第2編第1章 第1 2(2)	24時間即応体制の実施 県は、武力攻撃等の事態に速やかに対応す るため、24時間体制を実施する。	24時間即応体制の確立 県は、武力攻撃等が発生した場合におい て、事態の推移に応じて速やかに対応する必 要があるため、職員による当直体制を整備す るなど24時間即応可能な体制を確保する。																																																							

修正箇所	新	旧																																																						
第2編第1章 第1 2(3)	<p>県は、<u>武力攻撃等の事態に適切に対応するため、次のとおり体制及び参集基準を定める。</u></p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県 危機管 理要綱 (平成 17年4 月山形 県 制 定)に 基づく 体制</td> <td>           担当 課体制 危機管理室の担当職員 が参集             関係 課長等 危機管理室職員及び関 係課職員が参集             危機 管理対 策会議 原則として、県国民保 護対策本部体制に準じ て職員の参集を行う が、具体的な参集基準 は、個別の事態の状況 に応じ、その都度判断             危機 対策本 部            原則として、県国民保 護対策本部体制に準じ て職員の参集を行う が、具体的な参集基準 は、個別の事態の状況 に応じ、その都度判断         </td> </tr> <tr> <td>__県国民保護対 策本部体制</td> <td>全ての県職員が本庁又 は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 態 の 状 況</th> <th colspan="2">体制の判断基準</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事 態 認 定 前</td> <td colspan="2">県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県の全部局での対応が必要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事 態 認 定 後</td> <td rowspan="2">県国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合</td> <td>県の全部局での対 応は不要だが、情報 収集等の対応が必 要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県の全部局での対 応が必要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県国民保護対策本部設置の通 知を受けた場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>から_の体制の判断は、危機管理監 が行う。</p>	体 制	参 集 基 準	山形県 危機管 理要綱 (平成 17年4 月山形 県 制 定)に 基づく 体制	担当 課体制 危機管理室の担当職員 が参集  関係 課長等 危機管理室職員及び関 係課職員が参集  危機 管理対 策会議 原則として、県国民保 護対策本部体制に準じ て職員の参集を行う が、具体的な参集基準 は、個別の事態の状況 に応じ、その都度判断  危機 対策本 部 原則として、県国民保 護対策本部体制に準じ て職員の参集を行う が、具体的な参集基準 は、個別の事態の状況 に応じ、その都度判断	__県国民保護対 策本部体制	全ての県職員が本庁又 は出先機関等に参集	事 態 の 状 況	体制の判断基準		体 制	事 態 認 定 前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		—	県の全部局での対応が必要な場合		—	事 態 認 定 後	県国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合	県の全部局での対 応は不要だが、情報 収集等の対応が必 要な場合	—	県の全部局での対 応が必要な場合	—	県国民保護対策本部設置の通 知を受けた場合		—	<p>県は、<u>事態の状況に応じて適切な措置を講 ずるため、次の体制を整備するとともに、そ の参集基準を定める。</u></p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当課体制</td> <td>危機管理室の担当職員が 参集</td> </tr> <tr> <td>山形県危機 管理要綱(平 成17年4月 山形県制定) に基づく危 機対策本部 体制</td> <td>原則として、県国民保護 対策本部体制に準じて職 員の参集を行うが、具体 的な参集基準は、個別の 事態の状況に応じ、その 都度判断</td> </tr> <tr> <td>__県国民保護 対策本部体 制</td> <td>全ての県職員が本庁又は 出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 態 の 状 況</th> <th colspan="2">体制の判断基準</th> <th>体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事 態 認 定 前</td> <td colspan="2">県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県の全部局での対応が必要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事 態 認 定 後</td> <td rowspan="2">県国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合</td> <td>県の全部局での対 応は不要だが、情報 収集等の対応が必 要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県の全部局での対 応が必要な場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">県国民保護対策本部設置の通 知を受けた場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>及び_の体制の判断は、危機管理監 が行う。</p>	体 制	参 集 基 準	担当課体制	危機管理室の担当職員が 参集	山形県危機 管理要綱(平 成17年4月 山形県制定) に基づく危 機対策本部 体制	原則として、県国民保護 対策本部体制に準じて職 員の参集を行うが、具体 的な参集基準は、個別の 事態の状況に応じ、その 都度判断	__県国民保護 対策本部体 制	全ての県職員が本庁又は 出先機関等に参集	事 態 の 状 況	体制の判断基準		体 制	事 態 認 定 前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		—	県の全部局での対応が必要な場合		—	事 態 認 定 後	県国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合	県の全部局での対 応は不要だが、情報 収集等の対応が必 要な場合	—	県の全部局での対 応が必要な場合	—	県国民保護対策本部設置の通 知を受けた場合		—
体 制	参 集 基 準																																																							
山形県 危機管 理要綱 (平成 17年4 月山形 県 制 定)に 基づく 体制	担当 課体制 危機管理室の担当職員 が参集  関係 課長等 危機管理室職員及び関 係課職員が参集  危機 管理対 策会議 原則として、県国民保 護対策本部体制に準じ て職員の参集を行う が、具体的な参集基準 は、個別の事態の状況 に応じ、その都度判断  危機 対策本 部 原則として、県国民保 護対策本部体制に準じ て職員の参集を行う が、具体的な参集基準 は、個別の事態の状況 に応じ、その都度判断																																																							
__県国民保護対 策本部体制	全ての県職員が本庁又 は出先機関等に参集																																																							
事 態 の 状 況	体制の判断基準		体 制																																																					
事 態 認 定 前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		—																																																					
	県の全部局での対応が必要な場合		—																																																					
事 態 認 定 後	県国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合	県の全部局での対 応は不要だが、情報 収集等の対応が必 要な場合	—																																																					
		県の全部局での対 応が必要な場合	—																																																					
	県国民保護対策本部設置の通 知を受けた場合		—																																																					
体 制	参 集 基 準																																																							
担当課体制	危機管理室の担当職員が 参集																																																							
山形県危機 管理要綱(平 成17年4月 山形県制定) に基づく危 機対策本部 体制	原則として、県国民保護 対策本部体制に準じて職 員の参集を行うが、具体 的な参集基準は、個別の 事態の状況に応じ、その 都度判断																																																							
__県国民保護 対策本部体 制	全ての県職員が本庁又は 出先機関等に参集																																																							
事 態 の 状 況	体制の判断基準		体 制																																																					
事 態 認 定 前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		—																																																					
	県の全部局での対応が必要な場合		—																																																					
事 態 認 定 後	県国民 保護対 策本部 設置の 通知が ない場 合	県の全部局での対 応は不要だが、情報 収集等の対応が必 要な場合	—																																																					
		県の全部局での対 応が必要な場合	—																																																					
	県国民保護対策本部設置の通 知を受けた場合		—																																																					
第2編第1章 第1 2(5)	<p>県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常 時携帯電話等を携行し、電話・メール等によ る連絡手段を確保する。</p>	<p>県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常 時、<u>参集時の連絡手段として、</u>携帯電話等を 携行し、電話・メール等による連絡手段を確 保する。</p>																																																						
第2編第1章 第1 2(7)	<p>県は、(3) から_の体制ごとに、参集 した職員の行うべき所掌事務を定める。</p>	<p>県は、(3) から_の体制ごとに、参集 した職員の行うべき所掌事務を定める。</p>																																																						

修正箇所	新	旧												
第2編第1章 第2 2(2)	防衛省・自衛隊との連携 県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、 <u>防衛省・自衛隊との連携</u> を図る。	防衛庁・自衛隊との連携 県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、 <u>防衛庁・自衛隊との連携</u> を図る。												
第2編第1章 第3(2)	<table border="1"> <tr> <td>運</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者、障がい者、外国人</u>その他の(略)</td> </tr> <tr> <td>面</td> <td></td> </tr> </table>	運		用	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 <u>高齢者、障がい者、外国人</u> その他の(略)	面		<table border="1"> <tr> <td>運</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、<u>高齢者、障害者、外国人</u>その他の(略)</td> </tr> <tr> <td>面</td> <td></td> </tr> </table>	運		用	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 <u>高齢者、障害者、外国人</u> その他の(略)	面	
運														
用	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 <u>高齢者、障がい者、外国人</u> その他の(略)													
面														
運														
用	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、 <u>高齢者、障害者、外国人</u> その他の(略)													
面														
第2編第1章 第4 2(3)	県は、市町村が <u>高齢者、障がい者、外国人</u> 等に対し(略)	県は、市町村が <u>高齢者、障害者、外国人</u> 等に対し(略)												
第2編第1章 第4 3	市町村は、(中略)国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 <u>高齢者、障がい者、外国人</u> 等に対する伝達に配慮するものとする。 また、(略)	市町村は、(中略)国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 <u>高齢者、障害者、外国人</u> 等に対する伝達に配慮するものとする。 また、(略)												
第2編第1章 第4 4(2)	県は、(中略)あらかじめ把握する。 また、(中略)武力攻撃事態等における安否情報の <u>収集及び報告</u> の方法並びに安否情報の照会及び回答の <u>手続</u> その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「 <u>安否情報省令</u> 」という。)第1条に規定する <u>安否情報収集様式第1号、第2号及び安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書様式第3号</u> の周知徹底を図る。	県は、(中略)あらかじめ把握する。 また、(中略)武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「 <u>安否情報省令</u> 」という。)第1条に規定する <u>安否情報報告書様式第1号</u> の周知徹底を図る。												
第2編第1章 第4 4(3)	県が収集する安否情報は次のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、 <u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号</u> の安否情報報告書である。  <table border="1"> <tr> <td> <b>【収集・報告すべき情報】</b>  1 避難住民(負傷した住民も同様)  氏名  — <u>フリガナ</u>  — 出生の年月日  — 男女の別  — <u>住所(郵便番号を含む。)</u>  — 国籍  — から__のほか、個人を識別するための情報( (略) ) </td> </tr> </table>	<b>【収集・報告すべき情報】</b> 1 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名 — <u>フリガナ</u> — 出生の年月日 — 男女の別 — <u>住所(郵便番号を含む。)</u> — 国籍 — から__のほか、個人を識別するための情報( (略) )	県が収集する安否情報は次のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、 <u>安否情報省令第1条に規定する様式第1号</u> の安否情報報告書である。  <table border="1"> <tr> <td> <b>【収集・報告すべき情報】</b>  1 避難住民(負傷した住民も同様)  氏名  — 出生の年月日  — 男女の別  — 住所  — <u>国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</u>  — から__のほか、個人を識別するための情報( (略) ) </td> </tr> </table>	<b>【収集・報告すべき情報】</b> 1 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名 — 出生の年月日 — 男女の別 — 住所 — <u>国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</u> — から__のほか、個人を識別するための情報( (略) )										
<b>【収集・報告すべき情報】</b> 1 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名 — <u>フリガナ</u> — 出生の年月日 — 男女の別 — <u>住所(郵便番号を含む。)</u> — 国籍 — から__のほか、個人を識別するための情報( (略) )														
<b>【収集・報告すべき情報】</b> 1 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名 — 出生の年月日 — 男女の別 — 住所 — <u>国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</u> — から__のほか、個人を識別するための情報( (略) )														

修正箇所	新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>負傷（疾病）の該当</u></li> <li>— <u>負傷又は疾病の状況</u></li> <li>— <u>現在の居所</u></li> <li>— <u>連絡先その他必要情報</u></li> <li>— <u>親族・同居者からの照会への回答の希望</u></li> <li>— <u>知人からの照会への回答の希望</u></li> <li>— <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</u></li> </ul> <p>2 死亡した住民 (上記 から_に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>死亡の日時、場所及び状況</u></li> <li>— <u>遺体が安置されている場所</u></li> <li>— <u>連絡先その他必要情報</u></li> <li>— <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>居所</u></li> <li>— <u>負傷又は疾病の状況</u></li> <li>— <u>及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></li> </ul> <p>2 死亡した住民 (上記 から_に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>死亡の日時、場所及び状況</u></li> <li>— <u>死体の所在</u></li> </ul>
第2編第1章 第5 2(3)	住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、 <u>高齢者、障がい者</u> その他(略)	住民の避難誘導や救援等に係る訓練の実施に当たっては、 <u>高齢者、障害者</u> その他(略)
第2編第2章 1(5)	県は、医療関係団体等に対する救護班及びDMATの派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法について、(略)	県は、医療関係団体等に対する救護班の派遣要請など適切な医療の実施を要請する方法について、(略)
第2編第2章 5(1)	市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、 <u>高齢者、障がい者</u> 、乳幼児等の避難方法等について配慮し、(略)	市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、 <u>高齢者、障害者</u> 、乳幼児等の避難方法等について配慮し、(略)
第2編第4章		<p>1 <u>基本的考え方</u></p> <p>(1) <u>防災のための備蓄との関係</u> 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、<u>防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</u></p> <p>(2) <u>国との連携</u> 県は、<u>国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。</u></p>

修正箇所	新	旧
	<p><u>1 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備</u>  <u>(1) 基本的考え方</u>  <u>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材については、防災のための備蓄と相互に兼ねることを原則とし、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備するとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</u>  <u>(2) 国、市町村その他関係機関との連携</u>  <u>県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。</u>  <u>なお、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、県は、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。</u>  <u>2 県が管理する施設及び設備の整備・点検等 (略)</u>  <u>3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備 (略)</u></p>	<p><u>2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備</u>  <u>(1) 防災のための備蓄との関係</u>  <u>県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。</u>  <u>(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資材</u>  <u>国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。</u>  <u>(3) 国、市町村その他関係機関との連携</u>  <u>県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。</u>  <u>3 県が管理する施設及び設備の整備・点検等 (略)</u>  <u>4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄・整備 (略)</u></p>
第2編第5章 1(1)	県は、(中略)講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、(略)	県は、(中略)講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、(略)
第3編第1章 1(1)	他の都道府県において(中略)事態の状況に応じた体制をとるものとする。	他の都道府県において(中略)事態の状況に応じて、担当課体制又は危機対策本部体制をとるものとする。
第3編第1章 3(3) の後に追加	<p><u>(4) 市町村は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関相互の情報共有及び活動調整を行うものとする。</u></p>	(新規)

修正箇所	新	旧
<p>第3編第2章 1(3) 対策本部意組 組織構成図</p>		
<p>第3編第2章 1(7)</p>	<p>県対策本部長は、(中略)その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、<u>防衛大臣</u>に対し、(略)</p>	<p>県対策本部長は、(中略)その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、<u>防衛庁長官</u>に対して、(略)</p>
<p>第3編第2章 2以降</p>	<p><u>2 現地調整所の設置</u>  <u>県は、市町村が現地調整所を設置できない場合又は市町村の区域を越えて武力攻撃による災害が発生した場合等において、必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、現地関係機関相互の情報共有及び活動調整を行う。</u>  <u>3 通信の確保 (略)</u>  <u>4 マニュアルによる運用</u>      県は、(中略)この計画に定めるもののほか、別に<u>作成するマニュアル</u>により運用する。</p>	<p>(新規)   <u>2 通信の確保 (略)</u>  <u>3 マニュアルによる運用</u>      県は、(中略)この計画に定めるもののほか、別に<u>定めるマニュアル</u>により運用する。</p>
<p>第3編第3章 3(1)</p>	<p>知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。(国民保護等派遣)      この場合、(略)</p>	<p>知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。(国民保護等派遣)      この場合、(略)</p>
<p>第3編第3章 3(2)</p>	<p>知事は、(中略)その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</p>	<p>知事は、(中略)その必要性等を総合的に勘案し、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。</p>
<p>第3編第3章 6(1)</p>	<p>県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業株式会社をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、(略)</p>	<p>県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、(略)</p>

修正箇所	新	旧
第3編第4章 第1 1(1)	知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。	知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、 <u>その</u> 受信確認を行う。
第3編第4章 第1 1(2) 【警報通知・伝達仕組み図】	(2) 県は、ホームページ( <a href="http://www.pref.yamagata.jp/">http://www.pref.yamagata.jp/</a> )に警報の内容を掲載	(2) 県は、ホームページ( <a href="http://www.pref.yamagata.jp/">http://www.pref.yamagata.jp/</a> )に警報の内容を掲載
第3編第4章 第1 2(3)	市町村長は、(中略)体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。	市町村長は、(中略)体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
第3編第4章 第1 3(3)	緊急通報の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し、特に優先して通知するとともに受信確認を行う。 緊急通報を発令した場合には、(略)	緊急通報の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、 <u>受信確認</u> を行う。 緊急通報を発令した場合には、(略)
第3編第4章 第1 3(4)	放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、 <u>その</u> 国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、(略)	放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。なお、(略)
第3編第4章 第2 1(3)	大規模な着上陸侵攻や(中略)「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。 国対策本部長は、指示に先だって、(略)	大規模な着上陸侵攻や(中略)「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。 <u>当該避難措置の指示に際して</u> 、国対策本部長は、指示に先だって、(略)
第3編第4章 第2 2(1)	知事は、要避難地域を管轄する場合、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。 要避難地域及び避難先地域は、(略)	知事は、 <u>避難措置の指示を受けたとき</u> に要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。 要避難地域及び避難先地域は、(略)
第3編第4章 第2 2(1) 2つ目の	・ (略) ・ (略) ・ <u>防衛省</u> への支援要請	・ (略) ・ (略) ・ <u>防衛庁</u> への支援要請
第3編第4章 第2 2(1) 4つ目の	・ (略) ・ 国対策本部長による <u>道路、港湾施設、飛行場施設等の利用に関する指針</u> (以下「 <u>利用指針</u> 」という。)を踏まえた対応 (必要に応じて、当該 <u>利用指針</u> の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整)	・ (略) ・ 国対策本部長による <u>利用指針</u> を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等を調整)

修正箇所	新	旧
第3編第4章 第2 2(3)	知事は、(中略)迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、 <u>受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者にその旨を通知する。</u>	知事は、(中略)迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事及び受入地域を管轄する市町村長、 <u>避難施設の管理者にその旨を通知する。</u>
第3編第4章 第2 2(3)	知事は、(中略)適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、 <u>避難住民の受入れに関する勧告がなされた場合</u> 、知事は、その内容に照らして、所要の措置を講ずる。	知事は、(中略)適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、 <u>広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合</u> は、知事は、その <u>勧告の内容</u> に照らして、所要の措置を講ずる。
第3編第4章 第2 2(6)	避難の指示の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知 <u>するとともに受信確認を行う。</u>	避難の指示の関係機関への通知方法については、(中略)関係指定公共機関にも通知する。 この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知し <u>受信確認を行う。</u>
第3編第4章 第2 2(9)  【避難の指示の内容(一例)】 3つ目の	B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。 健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、 <u>高齢者、障がい者</u> その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。	B B地区の住民については、市町村長による誘導に従い、C C地区へ避難すること。 健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。
第3編第4章 第2 2(9)	大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、(中略)国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。 このため、平素から、(略)	ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、(中略)国の総合的な方針と <u>しての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当である。</u> <u>このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。</u> イ このため、平素から、(略)
第3編第4章 第2 4(2)	避難実施要領策定の際の主な留意事項	避難実施要領作成の際の主な留意事項
第3編第4章 第2 4(2)	避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所、 <u>場所名及び集合場所への交通手段を可能な限り具体的に記載する。</u>	避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、 <u>集合場所への交通手段を記載する。</u>
第3編第4章 第2 4(2)	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務、連絡先等を記載する。	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、 <u>その連絡先等を記載する。</u>

修正箇所	新	旧
第3編第4章 第2 4 (2)	高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 <u>障害者</u> 、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。
第3編第4章 第2 4 【避難実施要領のイメージ (一例)】2 (3)	高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、 <u>障がい者</u> 、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、(略)	高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、 <u>障害者</u> 、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、(略)
第3編第5章 1	(1) 救援の実施 知事は、(中略) 当該指示を待たずに救援を行う。 — 収容施設の供与 — 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 — 医療の提供及び助産 — 被災者の捜索及び救出 — 埋葬及び火葬 — 電話その他の通信設備の提供 — 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 — 学用品の給与 — 死体の捜索及び処理 — 武力攻撃災害によって(中略) 支障を及ぼしているものの除去 <u>(2) 着上陸侵攻への対応 (略)</u> (削除)	(1) 救援の実施 <u>救援の実施</u> 知事は、(中略) 当該指示を待たずに救援を行う。 <u>ア</u> 収容施設の供与 <u>イ</u> 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 <u>ウ</u> 医療の提供及び助産 <u>エ</u> 被災者の捜索及び救出 <u>オ</u> 埋葬及び火葬 <u>カ</u> 電話その他の通信設備の提供 <u>キ</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 <u>ク</u> 学用品の給与 <u>ケ</u> 死体の捜索及び処理 <u>コ</u> 武力攻撃災害によって(中略) 支障を及ぼしているものの除去 <u>着上陸侵攻への対応 (略)</u> <u>(2) 市町村による救援の実施に係る調整</u> <u>知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。</u> <u>この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。</u>

修正箇所	新	旧
第3編第5章 2(3)	<p>知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。</p> <p>この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。</p>	<p>市町村は、1(2)において調整した役割分担に沿って救援の実施に関する事務を行うほか、知事の行う救援を補助するものとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。</p>
第3編第5章 3(1)	<p>知事は、(中略)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、(略)</p>	<p>知事は、(中略)に基づき救援を行う。</p> <p>知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、(略)</p>
第3編第5章 3(3) 5つ目の・	<p>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</p>	<p>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</p>
第3編第5章 3(3) 6つ目の・	<p>老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</p>	<p>老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</p>
第3編第5章 3(3) 3つ目の・	<p>救護班及びDMATの編成、派遣及び活動に関する情報の収集</p>	<p>救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集</p>
第3編第5章 3(3) 4つ目の・	<p>障がい者等への対応</p>	<p>障害者等への対応</p>
第3編第6章 安否情報収集・整理・提供の流れの図 【収集項目】	<p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>氏名</p> <p>フリガナ</p> <p>出生の年月日</p> <p>男女の別</p> <p>住所(郵便番号を含む。)</p> <p>国籍</p> <p>～_のほか、個人を識別するための情報( (略) )</p> <p>負傷(疾病)の該当</p> <p>負傷又は疾病の状況</p> <p>現在の居所</p> <p>連絡先その他必要情報</p> <p>親族・同居者からの照会への回答の希望</p> <p>知人からの照会への回答の希望</p> <p>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</p>	<p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>氏名</p> <p>出生の年月日</p> <p>男女の別</p> <p>住所</p> <p>国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</p> <p>～_のほか、個人を識別するための情報( (略) )</p> <p>居所</p> <p>負傷又は疾病の状況</p> <p>及び_のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p>

修正箇所	新	旧
	<p>2 死亡した住民 (上記 ~_に加えて) — 死亡の日時、場所及び状況 — <u>遺体が安置されている場所</u> — <u>連絡先その他必要情報</u> — <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></p>	<p>2 死亡した住民 (上記 ~_に加えて) — 死亡の日時、場所及び状況 — <u>死体の所在</u></p>
<p>第3編第6章</p>	<p>1 <u>安否情報システムの利用</u>  <u>県及び市町村は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。</u>  <u>ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用できるものとする。</u>  2 安否情報の収集 (略)  3 総務大臣に対する報告  県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、(中略)報告を行う。  4 安否情報の照会に対する回答  (1) 安否情報の照会の受付  (略)  住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口 に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、(中略)受け付ける。  (2) 安否情報の回答  県は、(中略)不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、(中略)回答する。  県は、(中略)必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。  (略)  (3) 個人の情報の保護への配慮 (略)  5 日本赤十字社山形県支部に対する協力  (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>1 安否情報の収集 (略)  2 総務大臣に対する報告  県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、(中略)報告を行う。  3 安否情報の照会に対する回答  (1) 安否情報の照会の受付  (略)  住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口 に、安否情報省令第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、(中略)受け付ける。  (2) 安否情報の回答  県は、(中略)不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3号により、(中略)回答する。  県は、(中略)必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令第3号により回答する。  (略)  (3) 個人の情報の保護への配慮 (略)  4 日本赤十字社山形県支部に対する協力  (略)</p>

修正箇所	新	旧																																				
	<p><u>6</u> マニュアルによる運用          県は、安否情報の収集及び提供に関して、この計画に定めるもののほか、別に作成するマニュアルにより運用する。</p> <p><u>7</u> 市町村による安否情報の収集及び提供（略）</p>	<p><u>5</u> マニュアルによる運用          県は、安否情報の収集及び提供に関し、この計画に定める以外の事項については、別に作成するマニュアルにより行う。</p> <p><u>6</u> 市町村による安否情報の収集及び提供（略）</p>																																				
<p>第3編第7章          第1 4          【別表】</p>	<table border="1" data-bbox="370 499 869 1124"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1 号</th> <th>2 号</th> <th>3 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> <td>厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考（略）</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区 分	措置			1 号	2 号	3 号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）				備考（略）					<table border="1" data-bbox="912 499 1412 1124"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1 号</th> <th>2 号</th> <th>3 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</td> <td>厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考（略）</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区 分	措置			1 号	2 号	3 号	薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）				備考（略）				
物質の種類	区 分			措置																																		
		1 号	2 号	3 号																																		
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）																																					
備考（略）																																						
物質の種類	区 分	措置																																				
		1 号	2 号	3 号																																		
薬事法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第15条の4の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）																																					
備考（略）																																						
<p>第3編第7章          第2</p>	<p><u>1</u> 応急措置の実施（略）</p> <p><u>2</u> 国の方針に基づく措置の実施（略）</p> <p><u>3</u> 関係機関との連携（略）</p> <p><u>4</u> 汚染原因に応じた対応（略）</p> <p>（1）核攻撃等の場合（略）</p> <p>（2）生物剤による攻撃の場合（略）</p> <p>（3）化学剤による攻撃の場合（略）</p> <p><u>5</u> 知事及び県警察本部長の権限          内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。</p> <p>（表略）</p> <p>知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。</p>	<p>（1）応急措置の実施（略）</p> <p>（2）国の方針に基づく措置の実施（略）</p> <p>（3）関係機関との連携（略）</p> <p>（4）汚染原因に応じた対応（略）</p> <p>核攻撃等の場合（略）</p> <p>生物剤による攻撃の場合（略）</p> <p>化学剤による攻撃の場合（略）</p> <p>（5）知事及び県警察本部長の権限          内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、国の機関等と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <p>（表略）</p> <p>知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するとき、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p>																																				

修正箇所	新	旧																				
	<p>上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="370 439 877 795"> <tr> <td data-bbox="370 439 427 477"></td> <td data-bbox="427 439 877 477">当該措置を講ずる旨</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 477 427 515"></td> <td data-bbox="427 477 877 515">当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 515 427 712"></td> <td data-bbox="427 515 877 712">当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 712 427 750"></td> <td data-bbox="427 712 877 750">当該措置を講ずる時期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 750 427 795"></td> <td data-bbox="427 750 877 795">当該措置の内容</td> </tr> </table>		当該措置を講ずる旨		当該措置を講ずる理由		当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）		当該措置を講ずる時期		当該措置の内容	<p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" data-bbox="912 439 1420 795"> <tr> <td data-bbox="912 439 970 477"></td> <td data-bbox="970 439 1420 477">当該措置を講ずる旨</td> </tr> <tr> <td data-bbox="912 477 970 515"></td> <td data-bbox="970 477 1420 515">当該措置を講ずる理由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="912 515 970 712"></td> <td data-bbox="970 515 1420 712">当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="912 712 970 750"></td> <td data-bbox="970 712 1420 750">当該措置を講ずる時期</td> </tr> <tr> <td data-bbox="912 750 970 795"></td> <td data-bbox="970 750 1420 795">当該措置の内容</td> </tr> </table>		当該措置を講ずる旨		当該措置を講ずる理由		当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）		当該措置を講ずる時期		当該措置の内容
	当該措置を講ずる旨																					
	当該措置を講ずる理由																					
	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																					
	当該措置を講ずる時期																					
	当該措置の内容																					
	当該措置を講ずる旨																					
	当該措置を講ずる理由																					
	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）																					
	当該措置を講ずる時期																					
	当該措置の内容																					
第3編第7章 第3 2(3)	<p>県は、(中略)退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに県警察及び市町村長に通知する。</p>	<p>県は、(中略)退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。</p>																				
第3編第8章	<p>1 被災情報の収集及び報告 (1) 県は、(中略)被災情報について収集する。 特に、(中略)情報の収集を行う。 (2) 県は、(中略)報告を求める。 (3) 県は、(中略)直ちに総務大臣(消防庁)に報告する。 (4) 県は、(中略)消防庁が指定する時間に報告する。 なお、(中略)消防庁に報告する。 (5) 県警察は、(中略)速やかに連絡する。 2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等 (1) 市町村は、(中略)被災情報を報告するものとする。 (2) 指定地方公共機関は、(中略)速やかに報告するものとする。  【被災情報の報告様式(再掲)】 (略)</p>	<p>(1) 被災情報の収集及び報告 __県は、(中略)被災情報について収集する。 特に、(中略)情報の収集を行う。 __県は、(中略)報告を求める。 __県は、(中略)直ちに総務大臣(消防庁)に報告する。 __県は、(中略)消防庁が指定する時間に報告する。 なお、(中略)消防庁に報告する。 __県警察は、(中略)速やかに連絡する。 (2) 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の報告等 市町村は、(中略)被災情報を報告するものとする。 指定地方公共機関は、(中略)速やかに報告するものとする。  【被災情報の報告様式(前掲)】 (略)</p>																				
第3編第9章 1(1)	<p>県は、(中略)健康障害の予防等を行う。 この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>県は、(中略)健康障害の予防等を行う。 この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>																				
第3編第9章 1(2)	<p>県は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等への感染症等の発生を防ぐため、(略)</p>	<p>県は、<u>避難住民等</u>が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、(略)</p>																				

修正箇所	新	旧
第3編第9章 2(2)	県は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、(略)	県は、により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、(略)
第3編第9章 2(2)	(削除)	平素から県は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。
第3編 第10章 1(2) 工	売渡しの命令の実施に関する事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知( (略) )	売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知( (略) )
第3編 第10章 1(2)	県は、(中略)指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び県の区域内に(中略)次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、(中略)小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項) イ~ウ (略)	県は、(中略)指定した場合は、当該都道府県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び当該都道府県の区域内に(中略)次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、(中略)小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項) イ~ウ (略)

修正箇所	新	旧
<p>第3編 第12章</p>	<p>1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等  (1) 赤十字標章等（国民保護法第157条）  — 標章（略）  — 信号（略）  — 身分証明書（略）  — 識別対象（略）  (2) 特殊標章等（国民保護法第158条）  — 特殊標章（略）  — 身分証明書（略）  — 識別対象（略）  2 赤十字標章等の交付及び管理  (1) 知事は、（中略）赤十字標章等を交付及び使用させる。  — 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者  — 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者  （<u>  </u>及び<u>  </u>に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）  (2) 知事は、（中略）赤十字標章等の使用を許可する。  — 医療機関である指定地方公共機関  — 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者  3 特殊標章等の交付及び管理  (1) 知事又は県警察本部長は、（中略）特殊標章等を交付及び使用させる。  — 知事（略）  — 県警察本部長（略）  (2) 知事は、（中略）特殊標章等の使用を許可する。  4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発（略）</p>	<p>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等  — 赤十字標章等（国民保護法第157条）  ア 標章（略）  イ 信号（略）  ウ 身分証明書（略）  エ 識別対象（略）  — 特殊標章等（国民保護法第158条）  ア 特殊標章（略）  イ 身分証明書（略）  ウ 識別対象（略）  (2) 赤十字標章等の交付及び管理  — 知事は、（中略）赤十字標章等を交付及び使用させる。  ア 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者  イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者  （ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む）  — 知事は、（中略）赤十字標章等の使用を許可する。  ア 医療機関である指定地方公共機関  イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者  (3) 特殊標章等の交付及び管理  — 知事又は県警察本部長は、（中略）特殊標章等を交付及び使用させる。  ア 知事（略）  イ 県警察本部長（略）  — 知事は、（中略）特殊標章等の使用を許可する。  (4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発（略）</p>